

各 位

会社名 シャープ株式会社
代表者名 代表取締役 沖津雅浩
(コード: 6753、プライム市場)

(開示事項の経過) 控訴の判決(勝訴)に関するお知らせ

2025年7月16日付け「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました、当社に対する損害賠償請求訴訟の控訴審について、本日、判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

知的財産高等裁判所 2026年1月26日

2. 控訴の原因及び提起されるに至った経緯

控訴人は、2023年1月30日付（2023年2月13日送達）にて、当社が製造・販売したスマートフォン16機種が、控訴人が保有する日本特許を侵害すると主張して、東京地方裁判所に損害賠償を求める訴訟を提起していました。2025年5月14日、東京地方裁判所において第一審の判決の言い渡しがあり、本特許は無効理由を有するため権利行使できないとして、控訴人の請求が棄却されました。

これに対して、控訴人がこの判決を不服として、知的財産高等裁判所へ控訴を提起したものです。

3. 控訴を提起した者の概要

- (1) 名称 株式会社DAPリアライズ
- (2) 所在地 東京都大田区久が原六丁目7番23号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 井筒政弘

4. 控訴の内容

控訴人は、損害賠償として1,000万円及びこれに対する遅延損害金を請求しております。

5. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

6. 業績に与える影響

この判決が当社の連結業績に与える影響等はございません。今後、本件訴訟に関して開示すべき事象が発生した場合、速やかにお知らせいたします。

以 上